

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 4 月 1 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第70号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項又は第2項（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第7条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収猶予に関する事務次に掲げる情報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更、同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止、同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給又は同法第55条の5第1項の規定による<u>進学・就職準備給付金の支給に関する情報</u>（以下「生活保護事務関係情報」という。）</p> <p>ウ～ソ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 地方税法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族<u>並びに同法第34条第1項第12号及び第314条の2第1項第1</u></p>	<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項又は第2項（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第7条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収猶予に関する事務次に掲げる情報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更、同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止、同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給又は同法第55条の5第1項の規定による<u>進学準備給付金の支給に関する情報</u>（以下「生活保護事務関係情報」という。）</p> <p>ウ～ソ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 地方税法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族に関する事務 当該扶養親族を有するとした者に係る児童福祉法（</p>

2号の特定親族に関する事務 当該扶養親族又は当該特定親族を有するとした者に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4の里親の認定における里親に関する情報

(6)・(7) [略]

(8) 地方税法第34条及び第314条の2の所得控除の適用又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の1第1項の所得金額調整控除の適用に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

(9)～(11) [略]

(12) 地方税法第456条及び市税条例第96条又は第97条の規定による軽自動車税の減免に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の地方税法第463条の23及びさいたま市市税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第33号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の市税条例第96条又は第97条の規定による種別割の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

(13) 地方税法第45条、第326条第4項、第369条第2項、第457条第2項、第482条第3項、第608条第2項、第701条の10第3項、第701条の60第2項若しくは第702条の8第7項又は森林環境税法第12条の規定による延滞金額の減免に関する事務 第1号に掲げる情報

(14) 地方税法第331条、第335条、第373条、第460条、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8（森林環境税法第7条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

別表第1（第2条関係）

規定	事務

昭和22年法律第164号）第6条の4の里親の認定における里親に関する情報

(6)・(7) [略]

(8) 地方税法第34条及び第314条の2の所得控除の適用又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の所得金額調整控除の適用に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

(9)～(11) [略]

(12) 地方税法第463条の23及び市税条例第96条又は第97条の規定による種別割の減免に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条及びさいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第29号）附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の市税条例第96条又は第97条の規定による軽自動車税の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

(13) 地方税法第45条、第326条第3項、第369条第2項、第463条の24第2項、第482条第3項、第608条第2項、第701条の10第3項、第701条の60第2項若しくは第702条の8第7項又は森林環境税法第12条の規定による延滞金額の減免に関する事務 第1号に掲げる情報

(14) 地方税法第331条、第335条、第373条、第463条の27、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8（森林環境税法第7条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

別表第1（第2条関係）

規定	事務
条例別表第1第1項	生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第5

			5条の4第1項又は第55条の5第1項を準用した外国人に対する保護の措置に関する事務
条例別表第1第1項	[略]	条例別表第1第2項	[略]
条例別表第1第2項	[略]	条例別表第1第3項	[略]
条例別表第1第3項	[略]	条例別表第1第4項	[略]
条例別表第1第4項	[略]	条例別表第1第5項	[略]
条例別表第1第5項	[略]	条例別表第1第6項	[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。